

○総務省令第三百三十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第二百七十二條及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第四百十五條の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

総務大臣 武田 良太

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

別記第十四号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

一 様式その一は、衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において公職の候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。）が届け出る場合の様式であり、様式その二は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者届出政党、衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿届出政党等又は参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等が届け出る場合の様式である。

二 公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書

類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者又は政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十五号様式中「印」を削る。

別記第十六号様式中「印」を削り、同様式備考五の次に次のように加える。

六 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十六号様式の二から別記第十六号様式の七までの様式中「印」を削る。

別記第十六号様式の八中「印」を削り、同様式備考二の次に次のように加える。

三 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十六号様式の九中「印」を削り、同様式備考二の次に次のように加える。

三 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け

出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十六号様式の十から別記第十六号様式の十二までの様式中「印」を削る。

別記第十六号様式の十四中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

一 「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。

二 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十六号様式の十五中「印」を削る。

別記第十六号様式の十六中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十六号様式の十七中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十六号様式の十八から別記第十六号様式の二十までの様式中「印」を削る。

別記第十七号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 法第 86 条の 2 第 2 項ただし書の規定により同項第 2 号又は令第 88 条の 3 第 3 項第 2 号に規定する文書の添付を省略する場合には、「添付書類」欄の「備考」欄にその旨を記載しななければならぬ。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十七号様式の二から別記第十七号様式の八までの様式中「印」を削る。

別記第十七号様式の九中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十七号様式の中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。
- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十七号様式の十一中「印」を削る。

別記第十七号様式の十二中「印」を削り、同様様に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他

の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十七号様式の十三及び別記第十七号様式の十四中「印」を削る。

別記第十八号様式中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十八号様式の二から別記第十八号様式の九までの様式中「印」を削る。

別記第十八号様式の十中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十八号様式の十一中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十八号様式の十二及び別記第十八号様式の十三中「印」を削る。

別記第十八号様式の十四中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十八号様式の十五及び別記第十八号様式の十六中「印」を削る。

別記第十九号様式中「印」を削り、同様式備考五の次に次のように加える。

六 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十九号様式の二中「印」を削り、同様式備考二の次に次のように加える。

三 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第十九号様式の三から別記様式第十九号様式の五までの様式中「印」を削る。

別記第二十号様式その一中「印」を削り、同様式その一に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十号様式その二中「印」を削り、同様式その二に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十号様式の二中「印」を削る。

別記第二十号様式の三中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 様式その一は候補者の選定手続の届出をした政党その他の政治団体が解散した場合の様式であり、様式その二は法第 86 条第 1 項各号のいずれかに該当する政党その他の政治団体でなくなった場合の様式である。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十一号様式中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十一号様式の二中「印」を削る。

別記第二十一号様式の三中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 様式その一は衆議院比例代表選出議員の選挙における名称及び略称の届出をした政党その他の政治団体が解散した場合の様式であり、様式その二は法第 86 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する政党その他の政治団体でなくなつた場合の様式である。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十一号様式第四「印」並びに「回覧表」の備考として次のように定める。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十二号様式第五「印」並びに「回覧表」の備考として次のように定める。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他

の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十二号様式の二中「印」を削る。

別記第二十二号様式の三中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十七号様式の二中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十七号様式の三中「印」を削る。

別記第二十七号様式の四中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 当選人本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、当選人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十七号様式の五中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

1 「届出事由」欄には、除名、離党、その他の事由の別を記載しなければならない。

2 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十七号様式の六中「印」を削る。

別記第二十七号様式の七中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 当選人本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、当選人本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十八号様式の二中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十八号様式の二の二中「印」を削り、同様式備考³の次に次のように加える。

4 政党その他の政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十八号様式の三その一中「印」を削り、同様式備考³の次に次のように加える。

4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の三その二中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の三その三中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の三その四中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出

る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の三その五中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の三その六中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ん。

別記第二十八号様式の三その七中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の三その八中「印」を削り、同様式備考4の次に次のように加える。

- 5 候補者届出政党の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者届出政党の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の三その九中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行

つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
ん。

別記第二十八号様式の内「印」を削り、同様式備考4の次に次のように加える。

5 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
ん。

別記第二十八号様式の内「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。
ん。

別記第二十八号様式の内「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

ん。

別記第二十八号様式の四その四中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の四その五中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の四その六中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

- 4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の四その七中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 候補者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の六から別記第二十八号様式の十一までの様式中「印」を削る。

別記第二十八号様式の十二その一中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の十二その二中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の十二の三中「印」を削り、同様式備考³の次に次のように加える。

4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の十二の四中「印」を削り、同様式備考²の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の十二の五中「印」を削り、同様式備考²の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の十二の六中「印」を削り、同様式備考²の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の十二その七中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の十二その八中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行つてください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の十二その九中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の

提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

別記第二十八号様式の十三の二中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 公職の候補者等本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者等本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十八号様式の十三の二中「印」を削り、同様式備考2の次に次のように加える。

3 後援団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、後援団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十八号様式の十四中「印」を削り、同様式備考3の次に次のように加える。

4 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認

書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第二十八号様式の十五中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

- 1 衆議院議員の総選挙における小選挙区選出議員の選挙又は参議院議員の通常選挙における選挙区選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、公職の候補者別の得票数の内訳を記載しなければならない。衆議院議員の総選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、選挙区別の得票総数の内訳を記載しなければならず、その場合において「公職の候補者の氏名」の欄には当該政党その他の政治団体の名称を記載しなければならない。参議院議員の通常選挙における比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の得票総数を記載する場合には、当該政党その他の政治団体に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものを記載しなければならぬ。

- 2 政党その他の政治団体の代表者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政党その他の政治団体の代表者本人の署名その他

の誓証がある場合はこの限りではない。

別記第二十九号様式の二中「印」を削る。

別記第三十一号様式中「㊤」を削り、同様式備考7の次に次のように加える。

8 出資責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出資責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十二号様式の二中「印」を削り、同様式備考三の次に次のように加える。

四 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十二号様式の三中「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十二号様式の四中「印」を削る。

別記第三十三号様式中「印」を削り、備考を次のように改める。

備考

一 「所属候補者」には、参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿登載者を含むものとし、参議院名簿登載者については、「選挙区」欄には「比例代表」と記載し、「立候補届出年月日」欄には参議院名簿届出年月日を記載するものとする。

二 政治団体の代表者本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

別記第三十四号様式中「印」を削る。

別記第三十五号様式中「氏

名印」を「氏

名」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この省令は、令和三年一月一日から施行する。